

相楽東部広域連合立笠置児童館運営審議会規則

平成 21 年 4 月 1 日
教委規則第 33 号

(目的)

第 1 条 相楽東部広域連合立笠置児童館設置条例(平成 21 年相楽東部広域連合条例第 13 号)に基づき、必要な事項を協議し、児童館運営を円滑にすることを目的とする。

(名称及び任務)

第 2 条 相楽東部広域連合立笠置児童館運営審議会(以下「運営審議会」という。)と称し、前条の目的達成のために次の事項を審議する。

- (1) 児童館の運営に関すること。
- (2) その他本会の目的達成のため必要な事項

(組織)

第 3 条 運営審議会の委員は若干名をもって組織する。

2 委員は、広域連合長が委嘱する。

(会長及び副会長)

第 4 条 運営審議会に会長 1 名、副会長 1 名を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長事故あるときは、その職務を代行する。

(委員の任期)

第 5 条 委員の任期は、2 年とし、再任されることを妨げない。ただし、委員の補欠により委嘱された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(庶務)

第 6 条 運営審議会の庶務は、児童館において処理する。

(雑則)

第 7 条 この規則に定めるもののほか、運営審議会の運営に関し必要な事項は、その都度広域連合長が定める。

附 則

この規則は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。